平成２４年（フ）第８８号
福島県本宮市荒井字東畑55番地37
債務者　菅野　雄二
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　一政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３５５０号
千葉県旭市ニ3405クラベールⅡ204
債務者　平岡　貴光
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　巴山　勝旭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２３８号
名古屋市南区南野３丁目149番地、従前の住所名古屋市南区南野３丁目242番地
債務者　各務　栄一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　裕喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７０号
京都府向日市寺戸町西田中瀬３－１　ＦＯＲＵＭ東向日２階231号室、住民票上の住所京都市下京区醒ケ井通高辻下る住吉町484番地１　アンビエント高辻通1102号
債務者　浅山　　務
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　治一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
静岡県焼津市柳新屋401番地の２　ローゼンハイム１－Ｃ
債務者　塩澤　佳弘
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
愛知県豊田市上挙母４丁目15番地１　レゾンシティ上挙母402号
債務者　川熊　　學
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時35分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１４８号
名古屋市西区名西２丁目34番36号
債務者　宇佐美幸子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　良周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７５号
札幌市手稲区曙２条３丁目５番15号　プラタナス曙Ａ―202号
債務者　野田　克則
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　　能史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３２号
岐阜県各務原市川島笠田町138番地
債務者　松原　哲也
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６８２号
札幌市東区北24条東３丁目３番１号　駒矢八番館301号
債務者　山崎　典司
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８５号
札幌市東区北42条東17丁目２番２号　コーポ千秀１号
債務者　櫻井　章良
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３９９号
札幌市東区中沼３条１丁目１番７号
債務者　野口　友裕
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４００号
札幌市東区中沼３条１丁目１番７号
債務者　野口　貴子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７３号
札幌市豊平区平岸１条20丁目８番15号　ハウス静和103号
債務者　平野ミツヱ
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７８号
札幌市手稲区曙４条３丁目15番24号　ＴＭスポット102号
債務者　鳴海　義雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６４号
札幌市豊平区豊平３条２丁目１番40―601号
債務者　山谷マサ子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
山形県酒田市上安町１丁目80番地の33　ウィルステージ１Ｂ号、前住所山形県酒田市新橋２丁目５番地の２
債務者　宮本　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
山形地方裁判所酒田支部